

国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年5月から49年3月まで

私は、国民年金に加入した際に、20歳までさかのぼって保険料をまとめて納付したが、申立期間についての保険料が未納であることが判明した。

年金手帳に添付されている「保険料徴収カード」には、申立期間についても「納付済（東京）」との記載があるので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の 11 か月を除き、保険料はすべて納付済みとなっている。申立人の居住している町の被保険者名簿によると、申立期間は未納となっているものの、他方、年金手帳に添付されている「保険料徴収カード」には、申立期間について「納付済（東京）」と記載されているところ、この記載は町役場の職員において記載されたものであることが認められ、同町は領収書等を確認の上、そのような記載をした可能性を認めている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 12 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 42 年 12 月から 52 年 6 月まで

結婚を控えた昭和 54 年 8 月に国民年金の加入手続を行うとともに、その時点で時効期限内であった 52 年 7 月以降の保険料を納付した。

その際、特例納付の説明も受けたことから、その後、それまで未納となっていた昭和 42 年 12 月分から 52 年 6 月分の保険料も納付した。

よって当該期間について未納扱いされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「市役所職員からそれまでの未納分の説明を受け、昭和 54 年 8 月 29 日に 41 万円を出金し、手持ち資金と合わせて特例納付を行った。」旨主張しているところ、申立人が、市役所職員から未納保険料の説明を受けた際のものであると主張するメモは、申立人が居住していた市の名称や年月が印刷されているなど、当時市役所で使用されていた用紙であると考えられ、また、同用紙に手書きで記載された未納金額は、当時の申立人の保険料の未納金額と、単純な計算誤りを除き一致しており、申立内容を裏付けている。

さらに、申立人の貯金口座から、昭和 54 年 8 月 29 日に、41 万円が出金されているところ、申立人が提出した家計簿等により、申立人は、当時、給与を受領し、その一部を当該貯金口座に入金していたことが認められるなど、上記 41 万円を保険料に充当した旨の申立人の供述は、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月

年金を継続するため、会社を辞めてすぐに国民年金の加入手続をしたにもかかわらず、1 回目の保険料が未納になっており納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、その後、申立人は、国民年金加入期間についての国民年金保険料をすべて納付している。

また、厚生年金の資格喪失は昭和 48 年 3 月 21 日であるとともに、国民年金手帳については、その後間もない同年 4 月 2 日に発行されており、申立人があえて昭和 48 年 3 月分の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女

基礎年金番号：

生 年 月 日： 昭和 23 年生

住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 50 年 3 月

平成 18 年 5 月の「年金加入記録のお知らせ」で、昭和 48 年 5 月から 49 年 3 月までの分と 50 年 3 月分が未納と知らされたが、48 年 5 月から 49 年 3 月までの分については、国民年金手帳と領収書の提示により納付済みに訂正される一方、納付の事実確認ができない 50 年 3 月分については訂正されなかった。

国民年金の加入の届出の都度、未納が無いことを確認してきており、未納は無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間に近接する時期の申立人の国民年金加入記録において、当初未納とされていた期間につき、印紙検認記録及び領収書により納付済みに記録が訂正されている。

さらに、申立人は、申立期間後に、厚生年金保険と国民年金の切替手続を 10 回以上行っているが、いずれも、適切に手続を行っており、未納期間は存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 50 年 9 月から 51 年 9 月まで

当時は、妻が国民年金保険料を管理しており、未納は無いはずである。

また、夫婦共々納付し、家計簿にも国民年金保険料についての記載がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された家計簿は、申立期間を含めて 11 年分に及び、記載内容等から当時作成されたものと考えられる。この家計簿には、申立期間中に支払った国民年金保険料の金額の記載があり、このうち、昭和 51 年 1 月から同年 9 月までの金額は、申立人及びその妻の国民年金保険料合計額に合致しており、申立人の保険料も支払われたものと考えられる。

しかしながら、昭和 50 年 9 月から同年 12 月までの家計簿に記載された国民年金保険料の金額は、同時期の国民年金保険料の納付が確認されている申立人の妻の国民年金保険料のみの金額に合致し、夫婦分合計額とは合致していない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 10 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 49 年 10 月及び同年 12 月

社会保険事務所に照会したところ、当初、昭和 49 年 10 月から同年 12 月まで未納となっていたが、同年 11 月分は領収書があり、平成 18 年 10 月に納付済みに記録が訂正された。

昭和 49 年 10 月から 12 月までは夫の分と一緒に納付しており、夫は納付済みとなっているのに、自分だけ 2 か月分が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和 49 年 4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで、配偶者の 4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで、10 月から 12 月までの各期間については、それぞれ 1 か月分の領収書のみ存在するが、該当する全期間が納付済みとなっている。

また、申立人の昭和 49 年 10 月から 12 月までの 3 か月分は未納として記録されていたが、①同年 11 月分は、領収書があったので、平成 18 年 10 月に記録が訂正されたこと、②同期間の配偶者についての領収書の記載内容は申立人と同様であるが、3 か月分の納付が認められていることなどから、この期間については、市町村の被保険者名簿において、申立人の納付事実の記載が漏れた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間を除き 40 年近くすべて納付済みとなっているほか、配偶者も厚生年金資格喪失直後の 1 か月を除きすべて納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 6 月から 53 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女

基礎年金番号：

生 年 月 日： 昭和 30 年生

住 所：

2 申立内容の要旨

申立期間： 昭和 52 年 6 月から 53 年 5 月まで

厚生年金保険を資格喪失した後の昭和 52 年 6 月から 53 年 5 月分の国民年金保険料については、領収書は残っていないが、当時銀行の窓口にて納付していた。また、年金手帳には被保険者となった日が 52 年 6 月 1 日と記載されているにもかかわらず、社会保険庁の記録には 53 年 6 月 1 日となっており、この間が未加入で未納となっているなど納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳や社会保険事務所の手帳記号番号払出簿には、昭和 52 年 6 月 1 日に加入と記載されているが、社会保険庁の記録及び申立人が居住していた市の記録では、53 年 6 月 1 日に加入と記録されており、相違している。申立期間は、国民年金の強制加入被保険者となるべき期間であることから、厚生年金保険の資格喪失日である 52 年 6 月 1 日を、国民年金の資格取得日とするのが適正であり、社会保険庁の記録に誤りが存する。

この点につき、当時の特殊台帳が存在しないことを踏まえて、社会保険事務局長から社会保険庁運営部年金保険課長あて申立てどおり納付があつたものと認め、記録訂正することもやむを得ないと思料する旨の意見が出されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生年金 事案 2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和47年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。なお、昭和47年9月の標準報酬月額については5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年9月30日から同年10月1日まで

A社B支店(当時)における厚生年金被保険者記録を確認したところ、昭和47年9月30日に資格喪失となっているが、実際には、同日に退職し、47年10月1日に資格を喪失している。厚生年金基金加入員証にも、加入員資格喪失年月日が47年10月1日と記載されている。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁からの照会に対するA社を統合したC社の回答によれば、申立人は、A社(当時)を昭和47年9月30日に退職していることが確認できる。

また、申立人の厚生年金基金加入員証には、加入員資格喪失年月日が昭和47年10月1日と記載されている。

さらに、当該事業所の他の被保険者のうち、月末で退職した者又は月初の転勤があった者84人についてみると、被保険者期間の欠落の事例は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和47年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和47年9月の標準報酬月額については、申立人の被保険者原票において、標準報酬月額が同年9月1日に5万2,000円に改定されたことが確認できることから、5万2,000円とすることが妥当である。